

郡山市告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の医療機関から当該医療機関の指定を辞退する旨届出があった。

令和8年2月20日

郡山市長 椎根健雄

名称	ホワイト歯科クリニック
医療機関コード	0333200
所在地	〒963-8862 郡山市菜根三丁目15番20号
辞退年月日	令和8年3月31日